

家庭用小型消火器 一括回収のお知らせ

ローズハイツ八王子管理組合
ローズハイツ八王子自主防災会

さて、以前よりご案内の通り、このたび2009年に管理組合より全戸配布した家庭用消火器の一括回収を、以下の要領にて実施いたします。

下記回収日時を過ぎた場合には、個人負担にて各自処分して頂く事となりますので下記消火器をお持ちの方は、この機会に全戸 必ず処分をお願い致します。

尚、今回処分されない場合の有効期限を過ぎた該当消火器による事故等については、管理組合は一切の責任を負いかねますので、予めご了承願います。

製品名 : ABC 3型 ‘あんしん’



消火器外箱



回収対象消火器はココを確認！

ABC 3型

製造年 2009年

申込み締切 : 11月25日(土) 締切り厳守、全戸 申込書を管理組合ポストへ。
回収日時 : 12月 1, 2, 4, 5日【3日(祝)は除く】
午前9時~午後5時(ただし、2日(土)は午後3時まで)。
置き場所 : A棟/B棟 1階エントランスホールの緑色ボックス内において下さい。

出しかた : ① 次頁の申込書を投函(管理組合が申込み戸数分の処分シールを事前に用意するため、申込みのないものは回収できかねます)

② 消火器上部に油性マジック等で部屋番号を記入する。



③ 受付時間内は、各棟エントランスに回収用のボックスを設置しますので、倒れないように置いて下さい。(横にはしないで下さい)

※止むを得ない理由で上記の日時に出せない方は、お早目に管理事務室にご相談下さい。

申込書は2枚目の火災警報器アンケートと兼用となっています。

2017. 11. 17

「室内用火災警報器設置状況」調査のお願い

ローズハイツ八王子管理組合
自主防災会

2007年の3月に管理組合が全戸配布した火災警報器も耐用年数10年を経過したため、八王子消防署による防火防災講演会(1/26)や五月祭(5/20, 21)等で機器の普及キャンペーンを実施し、自主防災会で機器の斡旋を致しましたが、結果は、以下の『防災便り 第18号(2017年6月度)より抜粋』をご覧ください。

なお、改正消防法で、「就寝に使う部屋すべてに、火災警報器の設置が義務化されており、都条例では「全居室に」と定めています（いずれも罰則規定はありませんが）。今回のキャンペーンに応じられたのは14戸。全住戸の1割にも達していません。既に交換・増設されている方を含め、自主防災会としては当ハイツの実態を把握したく、いずれアンケート調査（場合によっては、再キャンペーンも）を実施する予定です。その際にご協力のほど 宜しくお申し上げます。

そこで、下記アンケートにお答えください(11月現在。今後の設置予定も含みます)。

お分かりの範囲で結構ですので、下表にご記入のうえ、11月25日(土)までに管理組合ポストへご投函願います。



キ-リ-ト-リ-線

家庭用消火器処分申込書 兼 火災警報器設置状況調査回答表

棟号 _____ お名前 _____

- ① 家庭用消火器 ‘あんしん’ を [処分します・持っていません] (どちらかに○)
- ② 住戸内火災警報器設置状況を下記の表にご記入下さい。

(2017.11月現在).

	部屋数	警報器数	未設置部屋
居室			
寝室			
台所			
計			